**平成２３年（フ）第７４１８号**
神奈川県横浜市保土ケ谷区霞台19―９
破産者　新井　　章
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第７７４５号**
東京都豊島区池袋本町４丁目45―５―601
破産者　宮川　豊勝
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１０２０９号**
東京都足立区平野１丁目14―９
破産者　勝倉小枝子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１０３９４号**
神奈川県横浜市鶴見区駒岡４丁目16―５―202
破産者　関本　康弘
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１０９７１号**
東京都板橋区蓮根２丁目19―５―101
破産者　川原加代子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１１３８４号**
兵庫県神戸市兵庫区東山町２丁目８―61―508、開始決定時の住所東京都杉並区阿佐谷南１丁目17―19―405
破産者　肥後　拓磨
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１１６６２号**
千葉県山武郡大網白里町細草317―３、開始決定時の住所千葉県山武郡大網白里町下ケ傍示509―49
破産者　有賀　　隆
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２３００号**
千葉県千葉市稲毛区山王町102番地17
破産者　有限会社テイクオフ
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２３０５号**
東京都世田谷区桜丘５丁目２番14―108号
破産者　株式会社ランドマーク
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２３１４号**
東京都昭島市福島町３丁目12番８号
破産者　有限会社マックス・プランニング
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２３１５号**
東京都昭島市福島町３丁目12―８　芳見ビル３Ｆ
破産者　芳見　光長
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２３１６号**
埼玉県上尾市大字原市3778番地　ルフィード上尾603号
破産者　有限会社ワンエンドワン
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２３１７号**
埼玉県さいたま市見沼区春野１丁目５―４―404
破産者　田中　丈之
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２３１８号**
埼玉県さいたま市見沼区春野１丁目５―４―404
破産者　田中眞佐枝
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２３３２号**
神奈川県川崎市川崎区京町２丁目24番４―1003号
破産者　株式会社川崎サービス
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２３３３号**
神奈川県川崎市川崎区京町２丁目24番４―1003号
破産者　有限会社川崎ネット
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２３５０号**
茨城県つくば市緑が丘22番地８
破産者　株式会社エム・ツーコーポレーション
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２３５１号**
茨城県常総市馬場423―１
破産者　羽太　幹夫
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２３５２号**
埼玉県さいたま市浦和区元町１―９―14、住民票上の住所茨城県常総市馬場423―１
破産者　羽太みつ子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２３７５号**
東京都世田谷区大蔵１丁目15―20―207
破産者　川本　裕一
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２４０１号**
東京都新宿区市谷柳町20
破産者　牧野　敏夫
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２４４１号**
東京都北区赤羽１丁目65番４号　寺本ビル１階
破産者　有限会社熊谷エンタープライズ
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部